

住民監査請求に伴う証拠の提出及び陳述の実施基準

(趣旨)

第1条 この基準は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第6項及び第7項の規定による請求人の証拠の提出及び陳述に関し必要な事項を定めるものとする。

(証拠の提出)

第2条 証拠は、持参又は郵送により提出するものとする。

2 証拠は、陳述開始前までに提出するものとする。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

(請求人の陳述)

第3条 請求人の陳述は、監査の実施決定後に、監査委員がその期日及び会場を定めるものとする。

2 請求人の陳述は、請求人又はその代理人に行わせるものとする。この場合において、代理人が陳述を行うときは、監査委員は、陳述の日までに委任状を提出させるものとする。

3 監査委員は、請求人が多数いるときは、陳述をする者（以下「陳述人」という。）の人数を制限することができる。この場合において、陳述人の代表者は、請求人が合議の上、選出するものとする。

4 陳述人は、監査委員の指示に従って陳述を行うものとする。

5 請求人の陳述は、請求書の記載事項を補足するものに限る。

6 請求人の陳述の時間は、陳述人の人数にかかわらず、おおむね1時間以内とする。

(請求人の陳述における関係職員等の立会い)

第4条 監査委員は、請求人の陳述を実施する場合において、必要があると認めるときは、関係職員等を陳述に立ち合わせることができる。

2 立会人は、監査委員の指示に従わなければならない。

3 立会人は、監査委員が認めるときは、請求人の陳述の内容に関し意見を述べることができる。

4 監査委員は、関係職員等の立会いが陳述の円滑な運営に支障となると認めるときは、当該立会いを制限することができる。

(関係職員等の陳述)

第5条 関係職員等の陳述は、監査の実施決定後に、監査委員がその期日及び会場を定めるものとする。

2 陳述人は、監査委員の指示に従って陳述を行うものとする。

3 関係職員等の陳述の時間は、陳述人の人数にかかわらず、おおむね1時間以内とする。

(関係職員等の陳述における請求人の立会い)

第6条 監査委員は、関係職員等の陳述を実施する場合において、必要があると認めるときは、請求人又はその代理人を陳述に立ち合わせることができる。

- 2 監査委員は、請求人が多数いる場合において、全員が立ち会うことができないと認めるときは、立会いの人数を制限することができる。
- 3 立会人は、監査委員の指示に従わなければならない。
- 4 立会人は、監査委員が認めるときは、関係職員等の陳述の内容に関し意見を述べることができる。
- 5 監査委員は、請求人の立会いが陳述の円滑な運営に支障となると認めるときは、当該立会いを制限することができる。
- 6 監査委員は、陳述の内容が個人情報又は公開することにより本町の事務若しくは事業の執行に支障を及ぼすおそれのある情報等を含むと認めるときは、請求人の立会いを制限することができる。

(陳述の公開)

第7条 陳述は、公開とする。ただし、監査委員は、特に必要であると認める事情があるときは、陳述を非公開とすることができる。

- 2 監査委員は、陳述の開催及び請求書の請求の要旨等の概要を次の方法により周知するものとする。

- (1) 大磯町ホームページへの掲載
- (2) 町民情報コーナー（大磯町役場本庁舎1階）への配架

(陳述の中止等)

第8条 監査委員は、陳述人が監査委員の指示に従わないため、陳述の円滑な運営が困難になったと認めるときは、陳述を中止することができる。

- 2 監査委員は、立会人が監査委員の指示に従わないため、陳述の円滑な運営が困難になったと認めるときは、当該立会人に退場を命ずることができる。

(陳述の傍聴)

第9条 監査委員は、傍聴を希望する者に対して、その傍聴を許可することができる。

- 2 傍聴をする者（以下「傍聴人」という。）の定員は、8人とする。ただし、監査委員は、特に必要であると認める事情があるときは、本文に規定する定員を変更することができる。
- 3 傍聴人の決定は、陳述の聴取を行う日に陳述会場において、先着順により行うものとする。

(傍聴の禁止)

第10条 次の各号のいずれかに該当する者については、傍聴を認めないものとする。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり又は垂れ幕の類を携帯している者
- (3) 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケン又はヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、録音機又は撮影機の類を携帯している者。ただし、第14条により監査委員の許可を得た者は除く。

- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、陳述を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがある
と明らかに認められる者
(傍聴人の守るべき事項)

第11条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 陳述に対して可否を表明し、又は拍手をしないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、又は騒ぎたてないこと。
- (3) 飲酒及び喫煙をしないこと。
- (4) みだりに席を離れないこと。
- (5) 不体裁な行為及び他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (6) 監査委員の指示に反する行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、他陳述会場の秩序を乱し、及び陳述の妨害となるような行為をしないこと。
(傍聴人の退場)

第12条 監査委員は、次の各号のいずれかに該当するときは、傍聴人に退場を命ずることができる。

- (1) 傍聴人が前条の規定に違反したとき。
- (2) 陳述の状況から、傍聴がふさわしくないと監査委員が認めたとき。
(文書の配布の禁止)

第13条 請求人、代理人、関係職員等及び傍聴人は、陳述会場及び陳述会場前等において、文書の配布を行ってはならない。

(陳述の撮影及び録音)

第14条 請求人、代理人、関係職員等及び傍聴人は、監査委員の許可を得て、陳述を撮影し、又は録音をすることができる。

(補則)

第15条 この基準に定めるもののほか、請求人の証拠の提出及び陳述に関し必要な事項は、監査委員が協議して決定する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成27年3月1日から施行する。
(住民監査請求に伴う証拠の提出及び陳述の実施基準の廃止)
- 2 住民監査請求に伴う証拠の提出及び陳述の実施基準（平成3年11月7日施行）は、廃止する。